

入居契約重要事項説明書

サービス付き高齢者向け住宅への入居に係る契約を締結するに当たり、高齢者の居住の安定確保に関する法律第17条及び東京都有料老人ホーム設置運営指導指針12(4)に基づき、以下の事項について、書面を交付して説明します。なお、生活支援サービスに関する契約については、生活支援サービス重要事項説明書により、別途説明します。

1 サービス付き高齢者向け住宅の名称及び所在地

住宅の名称	(ふりがな) とうきゅううえりなはたのだい 東急ウェリナ旗の台						
所在地	(住居表示) 東京都品川区旗の台2丁目12番1号						
利用交通手段	<input checked="" type="checkbox"/> 1.電車 (東急大井町線・池上 線 旗の台 駅から 徒歩 で 2 分) <input type="checkbox"/> 2.その他 ()						
住宅に関する権原	<input type="checkbox"/> 1.所有権 <input checked="" type="checkbox"/> 2. 貸借権 <input type="checkbox"/> 3. 使用貸借による権利 期間 2012年 10月 1日から 2032年 9月 30日まで						
施設に関する権原	<input type="checkbox"/> 1.所有権 <input checked="" type="checkbox"/> 2. 貸借権 <input type="checkbox"/> 3. 使用貸借による権利 期間 2012年 10月 1日から 2032年 9月 30日まで						
敷地に関する権原	<input type="checkbox"/> 1.所有権 <input type="checkbox"/> 2. 地上権 <input checked="" type="checkbox"/> 3. 貸借権 <input type="checkbox"/> 4. 使用貸借による権利 期間 2012年 10月 1日から 2032年 9月 30日まで						

(注)住居表示が決まっていない場合には、地名地番を記載すること。

2 サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者

法人・個人の別	<input checked="" type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人
商号、名称 又は氏名	(ふりがな) とうきゅううえるねすかぶしきがいしゃ 東急ウェルネス株式会社
住 所 (法人にあっては 主たる事務所)	(郵便番号 142-0051) 東京都品川区平塚二丁目18番19号 電話番号 03-5797-9109
法人の役員	別添 1 のとおり
法定代理人 (未成年の個人 である場合)	(ふりがな) 商号、名称、又は氏名 住所(法人にあっては主た る事務所の所在地) 法人の役員

3 サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者の事務所

事務所の名称	(ふりがな) とうきゅううえるねすかぶしきがいしや とうきゅううえりなはたのだい 東急ウェルネス株式会社 東急ウェリナ旗の台		
事務所の所在地	(郵便番号 142-0064) 東京都品川区旗の台2丁目12番1号 電話番号 03-3784-3109		

4 サービス付き高齢者向け住宅の戸数、規模並びに構造及び設備

住宅戸数	登録申請対象戸数	67 戸	
居住部分の規模	(最小)	37.56 m ²	詳細については、別添 3 のとおり
	(最大)	52.58 m ²	
構造及び設備	共同利用設備 構 造	■ あり □ なし 鉄筋コンクリート 造	階 数 5 階建
竣工の年月	2012 年 10 月 1 日		
加齢対応構造等	■ 登録基準に適合している ■ エレベーターを備えている ■ 緊急通報装置を備えている		

5 サービス付き高齢者向け住宅の入居契約、入居者資格及び入居開始時期(居住の用に供する前である場合)

入居契約の別	<input checked="" type="checkbox"/> 賃貸借契約 <input type="checkbox"/> その他
入居契約が賃貸借契約でない場合には、その旨	
終身賃貸事業者の事業の認可	<input checked="" type="checkbox"/> 法第52条の認可を受けている
入居者の資格	次の①又は②に該当する者である。 ①単身高齢者世帯 ■ ②高齢者+同居者（配偶者 / 60歳以上の親族 / 要介護認定又は要支援認定を受けている60歳未満の親族 / 特別な理由により同居させる必要があると知事が認める者） （「高齢者」とは、60歳以上の者又は要介護認定若しくは要支援認定を受けている60歳未満の者をいう。）
入居契約の内容	別添入居契約書のとおり
備考欄	
入居開始時期(※)	年 月 日から

契約解除の内容	<p>①入居者が死亡した場合(入居契約書第3条関係)</p> <p>②入居者が次に掲げる義務に違反した場合において、事業者が90日の予告期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃料支払義務(入居契約書第8条[家賃等の毎月払の場合]関係) ・共益費支払義務(入居契約書第9条関係) ・入居者の故意または過失により必要となった修繕に要する費用の負担義務(入居契約書第12条関係) <p>③入居者が次に掲げる義務に違反した場合において、事業者が90日の予告期間を定めて当該違反の改善を催告したにもかかわらず違反が是正されず、本契約を継続することが困難であると認められるに至ったとき(入居契約書第13条関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 入居者が、本物件の全部または一部につき、賃借権を譲渡し、または転貸したとき。 2. 入居者が、事業者の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替または本物件の敷地内における工作物の設置を行ったとき。 3. 入居者が、本物件の使用に当たり、下記に掲げる行為を行ったとき。 <ul style="list-style-type: none"> 一 他の入居者または従業員の身体または財産に危害を及ぼし、または、その危害の切迫した恐れがあり、かつ通常の介護方法および接遇方法ではこれを防止することができないとき。 二 危険な物品、銃砲、刀剣類または爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造または保管すること。 三 建物の構造に影響を及ぼす恐れのある金庫その他の重量の大きな物品を搬入し、使用・保管すること。 四 排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。 五 大音量でテレビ、ステレオ等の操作、ピアノ等の演奏を行い近隣に著しい迷惑を与えること。 六 鑑賞用の魚等を除く動物を飼育すること。 七 指定場所を除く施設内共用部及び敷地内で喫煙すること。 4. 入居者が、本物件の使用に当たり、事業者の書面による承諾を得ることなく、下記に掲げる行為を行ったとき。 <ul style="list-style-type: none"> 一 階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと。 二 階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること。 三 鑑賞用の魚等であって明らかに近隣に迷惑をかけるおそれのない動物以外の動物を飼育すること。 5. 入居者が、本物件の使用に当たり、事業者に通知せず下記に掲げる行為を行った場合。 <ul style="list-style-type: none"> 一 出生により新たな同居人を追加すること。 二 1か月以上継続して本物件を留守にすること。 三 本物件に入居者以外の者を宿泊させること。(入居契約書第7条関係) 6. 居住のみを目的として本物件を使用する使用目的遵守義務を履行しない時。(入居契約書第5条関係) 7. その他入居契約書に規定する義務に反するとき。 <p>④入居者が次に掲げる義務に違反した場合においては、催告なしに入居契約が解除される。(入居契約書第13条関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 入居者が年齢を偽って入居資格を有すると誤認させるなどの不正の行為によって本物件に入居したとき 2. 入居者が、暴力団構成員および準構成員であることが判明した場合
事業主体から解約を求める場合 (終身建物賃貸借の場合のみ)	<p>解約条項</p> <p>事業者は、次のいずれかに該当する場合に限り、東京都知事の承認を受けて、入居者に対して少なくとも6月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 本物件の老朽、損傷、一部の滅失その他の事由により、家賃の価額その他の事情に照らし、本物件を法第54条第1号に掲げる認可の基準等を勘案して適切な規模、構造および設備を有する賃貸住宅として維持し、または当該賃貸住宅に回復するのに過分の費用を要するに至ったとき。 二 入居者が本物件に長期間にわたって居住せず、かつ、当面居住する見込みがないことにより、本物件を適正に管理することが困難となったとき。ただし、入居者の病院への入院または心身の状況の変化を理由とする場合には、当該理由が生じた後に、入居者および事業者が本契約の解約について合意している場合に限ります。
解約予告期間	6ヶ月
入居者からの解約予告期間	<p>入居者は、自らの事由により本契約を解約する場合には、事業者に対して少なくとも1月前に、入居管理規程に規定する様式「契約解約届出書」により届け出ることで、本契約を解約することができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 前項による解約の場合にあっては、解約申入れの日から1か月分の賃料および共益費を事業者に支払うことにより解約申入れの日から起算して1月を経過する日までの間、隨時に本契約を解約することができます。 2 入居者が第1項の解約の申入れをしないで本物件を退去した場合には、事業者が入居者の退去の事実を知った日の翌日から起算して30日目をもって、本契約は解約されたものとみなします。 3 入居者は、事業者が法第68条の規定による改善命令に違反した場合により本契約を解約する場合には、入居管理規程に規定する様式「契約解約届出書」により届け出ることで本物件の明け渡しと同時に解約ができるものとします。
入院時の取扱い	入院等の不在による減額は、介護保険の自己負担金以外はございません。
その他	

※入居開始時期は、入居の用に供する前である場合に限り記入すること。

6 職員体制

日中の職員体制(※生活支援サービスを提供する常駐職員の配置)								
人員配置	8人	常駐する時間	7時	15分～	19時	00分		
常駐場所		■ 同一の敷地内 □ 近接する土地 (所在地)	□ 隣接する土地)
日中以外の時間の職員体制								
人員配置	2人	常駐する時間	16時	00分～	10時	00分		
常駐場所		■ 同一の敷地内 □ 近接する土地 (所在地)	□ 隣接する土地)
備考								

(職種別の職員数) (令和7年 7月 1日現在)※入居開始(開設)前は、予定を記載。

① 職員の人数及びその勤務形態										
職種	延べ人数	常勤		非常勤		合計	兼務状況 等 (委託である場合はその旨を記入)			
		専従	非専従	専従	非専従					
管理者	⇒③-1	1				1人				
生活支援サービス 提供職員 (食事提供サービスを除く)	⇒③-2	22	2	1	0	25人				
うち、看護職員：直接雇用		4				4人				
うち、看護職員：派遣						0人				
うち、介護職員：直接雇用	⇒③-3	17		1		18人				
うち、介護職員：派遣						0人				
うち、機能訓練指導員	⇒③-4	1	2			3人				
栄養士		1				1人	外注委託(銀座スエヒロ)			
調理員		2		4		6人	外注委託(銀座スエヒロ)			
事務員		9		2		11人				
その他		3		7		10人	外注委託(東急プロパティマネジメント)			
② 1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数						40	時間			
③-1 管理者の資格	介護福祉士									
③-2 生活支援サービス提供職員の資格										
資格	延べ人数	常勤		非常勤						
		専従	非専従	専従	非専従					
医師										
看護師	4									
准看護師										
介護福祉士	13			1						
社会福祉士										
介護支援専門員	2									
養成研修修了者	14			1						
上記以外の職員										
③-3 介護職員の資格										
資格	延べ人数	常勤		非常勤						
		専従	非専従	専従	非専従					
介護福祉士	13			1						
介護支援専門員	2									
実務者研修	9									
介護職員初任者研修	5			1						
たん吸引等研修(不特定)										
たん吸引等研修(特定)										
資格なし										
③-4 機能訓練指導員の資格										
資格	延べ人数	常勤		非常勤						
		専従	非専従	専従	非専従					
理学療法士	1									
作業療法士		1								
言語聴覚士		1								
看護師又は准看護師										
柔道整復師										
あん摩マッサージ指圧師										
はり師又はきゅう師										
④職員の職種別・勤続年数別人数(本住宅における勤続年数)										
勤続年数	職種	管理者		生活支援サービス提供職員		看護職員		介護職員	機能訓練指導員	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	
1年未満				5	0			3		
1年以上3年未満		1		4	0	1		2		
3年以上5年未満				7	0			7		
5年以上10年未満				7	1	3		4	1	
10年以上				1	0			1		
合計		1	0	24	1	4	0	17	1	
								3	0	

7 サービス付き高齢者向け住宅において入居者から受領する金銭(生活支援サービスに関する費用を除く)

家賃の概算額	(最低) 約 280,000 円 (最高) 約 428,000 円	住戸ごとの内容は別添 3 のとおり
共益費の概算額	(最低) 約 88,550 円 (最高) 約 88,550 円	
敷金の概算額	(最低) 約 840,000 円 (最高) 約 1,284,000 円	家賃の 3 月分
家賃・共益費・敷金に関する特記事項		
前払金※の有無	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
家賃等の前払金の概算額	(最低) 約 33,400,000 円 (最高) 約 120,000,000 円	
家賃等の前払金の算定の基礎	家賃 サービス提供の対価	入居年齢別の想定居住期間により次の計算式で算出します。[1か月分の賃料(一円) × 入居年齢別想定居住年数(一年) × 12 × (100% - 入居年齢別割引率 - %) + 想定居住月数を超えて契約が継続する場合に備えて事業者が受領する金額の合計額から10万円未満を切り捨てた額]
返還額の算定方法	年齢別想定居住期間満了日までの間の契約の解除・解約または入居者の死亡の場合[1か月分の賃料(●●●円) × (100% - 入居年齢別割引率●●●%) ÷ 30. 4375日 × (入居年齢別想定居住日数 - 入居者の入居日から明渡しまでの日数)]により算出し返還。	
家賃等の前払金の返還債務が消滅するまでの期間	年 月 日まで	
家賃等の前払金の返還額の推移	(※原則として入居契約に定めた契約の始期を起算日とする。)	
前払金の保全措置の内容	<input checked="" type="checkbox"/> 銀行による債務の保証 <input type="checkbox"/> 保険事業者による保証保険	<input type="checkbox"/> 信託会社等による元本補てん又は信託 <input checked="" type="checkbox"/> その他(上記の保全額を超えた返還額の残高について、東急株式会社が全額保証を行います。)

※前払金とは、終身又は入居契約の期間にわたって受領すべき家賃等の全部又は一部を一括して受領する場合をいう。

8 サービス付き高齢者向け住宅の管理の方法等

管理の方式	<input type="checkbox"/> 自ら管理 <input checked="" type="checkbox"/> 管理業務を委託
委託する業務の内容(契約事項)	共用部・居室内の清掃業務および設備管理業務
管理業務の委託先	
商号、名称又は氏名	(ふりがな) とうきゅうふろばていまねじめんとかぶしきがいしゃ 東急プロパティマネジメント株式会社
住所(法人にあっては主たる事務所の所在地)	(郵便番号 158-8539) 東京都世田谷区用賀4-10-2 世田谷ビジネススクエア・ヒルズ1 電話番号 03-6372-0110
修繕計画	
計画策定の有無	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
大規模修繕の実施予定	2024年 頃から順次実施予定
その他計画的な修繕予定	軽微な修繕に関しては、逐次これを行います。

9 サービス付き高齢者向け住宅と併設される高齢者居宅生活支援事業を行う施設（該当する場合のみ）

施設の名称	提供されるサービスの概要	事業所の場所
		<input type="checkbox"/> 同一の建築物内 <input type="checkbox"/> 同一の敷地内 <input type="checkbox"/> 隣接する土地
		<input type="checkbox"/> 同一の建築物内 <input type="checkbox"/> 同一の敷地内 <input type="checkbox"/> 隣接する土地
		<input type="checkbox"/> 同一の建築物内 <input type="checkbox"/> 同一の敷地内 <input type="checkbox"/> 隣接する土地
		<input type="checkbox"/> 同一の建築物内 <input type="checkbox"/> 同一の敷地内 <input type="checkbox"/> 隣接する土地

10 高齢者居宅生活支援事業を行う者との連携及び協力(該当する場合のみ)

連携又は協力の相手方	
事業所の名称	(ふりがな)
事業所の所在地	(郵便番号) 電話番号
連携又は協力の内容	

11 入居者の現況

(令和7年 7月 1日現在)

介護度別・年齢別入居者数			平均年齢	88.4 歳	入居者数合計		55 人		
年齢／介護度	合計	※要介護度を把握している場合に記載。							
		自立	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
65歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0
65歳以上75歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75歳以上85歳未満	15	12	1	2	0	0	0	0	0
85歳以上	40	13	8	9	6	1	2	0	1
合計	55	25	9	11	6	1	2	0	1

入居継続期間別入居者数

入居期間	6か月未満	6か月以上 1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上	合計
入居者数	9	7	21	10	8	0	55

男女別入居者数	男性	13 人	女性	42 人
---------	----	------	----	------

入居率（一時的に不在となっているものを含む。）	82%	% (全戸数に対する入居戸数)			
直近一年間に退去した者の人数と理由	退去者数合計:	8人			
理由	人数(人)	理由	人数(人)	理由	人数(人)
自宅・家族同居	0	他の有料老人ホームへの転居	2	医療機関への入院	0
介護老人福祉施設(特養等)へ転居	0	うち、他のサービス付き高齢者向け住宅への転居	0	死亡	6
介護老人保健施設へ転居	0			その他()	0
介護療養型医療施設へ転居	0	その他の福祉施設・高齢者住宅等への転居	0		0

12 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書のひな形	<input checked="" type="checkbox"/> 入居希望者に公開 <input type="checkbox"/> 入居希望者に交付 <input type="checkbox"/> 公開していない	財務諸表の要旨 (※前払金を受領する場合に記載)	<input checked="" type="checkbox"/> 入居希望者に公開 <input type="checkbox"/> 入居希望者に交付 <input type="checkbox"/> 公開していない
管理規程 (※必要事項が盛り込まれていれば、重要事項説明書を管理規程に代えることも可。)	<input checked="" type="checkbox"/> 入居希望者に公開 <input type="checkbox"/> 入居希望者に交付 <input type="checkbox"/> 公開していない	財務諸表の原本 (※前払金を受領する場合に記載)	<input type="checkbox"/> 入居希望者に公開 <input type="checkbox"/> 入居希望者に交付 <input checked="" type="checkbox"/> 公開していない
事業収支計画書 (※前払金を受領する場合に記載)	<input checked="" type="checkbox"/> 入居希望者に公開 <input type="checkbox"/> 入居希望者に交付 <input type="checkbox"/> 公開していない	その他 ()	<input type="checkbox"/> 入居希望者に公開 <input type="checkbox"/> 入居希望者に交付 <input type="checkbox"/> 公開していない

13 その他

運営懇談会	<input checked="" type="checkbox"/> あり (年 2 回予定) <small>(開催方法等)</small>	施設内での開催もしくは書面による開催。ご入居者の状況、サービス提供の状況および管理費等の収支の内容等を報告・説明するとともに、ご入居者のご要望、ご意見をお伺いし運営に反映させる。
	<input type="checkbox"/> 以下の内容の代替措置により対応(※入居者が概ね9人以下の場合等) <small>(内容)</small>	
高齢者虐待防止のための取組の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 虐待防止対策検討委員会の定期的な開催及び職員への結果の周知(4 回 / 年)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 指針の整備	
	<input checked="" type="checkbox"/> 定期的な研修の実施 (2 回 / 年)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 担当者の配置	
身体的拘束等の適正化のための取組の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 身体的拘束等適正化検討委員会の開催及び職員への結果の周知 (1 回 / 3月)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 指針の整備	
	<input checked="" type="checkbox"/> 定期的な研修の実施 (2 回 / 年)	
	<input type="checkbox"/> 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の態様及び時間、入居者の状況並びに理由の記録	
	<input type="checkbox"/> 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続と記録	
業務継続計画の策定状況等	<input checked="" type="checkbox"/> 感染症に関する業務継続計画の策定	
	<input checked="" type="checkbox"/> 災害に関する業務継続計画の策定	
	<input checked="" type="checkbox"/> 職員に対する周知の実施	
	<input checked="" type="checkbox"/> 定期的な研修の実施 (2 回 / 年)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 定期的な訓練の実施 (2 回 / 年)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 定期的な業務継続計画の見直し (1 回 / 年)	
安全管理のための取組の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 指針の整備及び職員への周知	
	<input checked="" type="checkbox"/> 事故(ヒヤリハットを含む)情報の共有と改善策の実行体制の整備	
	<input checked="" type="checkbox"/> 事故発生防止のための委員会の定期的な開催 (12 回 / 年)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 定期的な研修の実施 (2 回 / 年)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 担当者の配置	
衛生管理のための取組の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 感染症の予防及びまん延の防止のための委員会の定期的な開催及び職員への結果の周知 (1 回 / 6月)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 指針の整備	
	<input checked="" type="checkbox"/> 定期的な研修の実施 (2 回 / 年)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 定期的な訓練の実施 (2 回 / 年)	
有料老人ホーム設置時の老人福祉法第29条第1項に規定する届出	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> サービス付き高齢者向け住宅の登録を行っているため、高齢者の居住の安定確保に関する法律第23条の規定により、届出が不要	
(介護予防)特定施設入居者生活介護事業所(地域密着型を含む)	<input checked="" type="checkbox"/> 指定を受けている 介護保険事業所番号 (東京都指定第1370903831号)	
	<input type="checkbox"/> 指定を受けていない	

14 登録の申請が基本方針及び高齢者居住安定確保計画に照らして適切なものである旨

本住宅はお一人暮らしの方を対象としたもので、基本方針および都の「高齢者の居住安定確保プラン」に照らして適切である住宅です。 本住宅は、特定施設入居者生活介護および介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受け、要支援・要介護の方に介護保険による介護サービスを提供します。 家賃の前払金に関する保全措置は前払金保証委託契約により保全します。(委託先:不動産信用保証株)

説明年月日

年 月 日

入居契約書及び入居契約重要事項説明書に基づいて、重要な事項を説明しました。

登録事業者名

東急ウェルネス株式会社

所在地

東京都品川区平塚2丁目18番19号

代表者名

代表取締役

下山

洋一

印

説明者氏名

印

私は上記事業者から、入居契約書及び入居契約重要事項説明書に基づいて、重要な事項の説明を受けました。

署名

印

役員名簿

法第6条第1項第3号の役員に該当する者を全て記載すること。記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載し、その書面をこの書面の次に添付すること。

別添 3

住宅の規模並びに構造及び設備等

1. 専用部分の規模並びに構造及び設備等

住棟番号	専用部分の床面積 (m ²)	構造及び設備※							住戸数 (戸)	住戸番号	月額家賃 (概算額) (円)
		完備	便所	洗面	浴室	台所	収納	T V アン テナ 端子			
1	44.50	○	○	○	○	○	○	○	2	202,203	300,000
1	44.50	○	○	○	○	○	○	○	1	204	309,000
1	44.50	○	○	○	○	○	○	○	2	302,303	318,000
1	44.50	○	○	○	○	○	○	○	1	304	319,000
1	44.50	○	○	○	○	○	○	○	1	403	343,000
1	44.50	○	○	○	○	○	○	○	1	404	345,000
1	44.50	○	○	○	○	○	○	○	1	504	352,000
1	44.50	○	○	○	○	○	○	○	1	305	323,000
1	44.50	○	○	○	○	○	○	○	1	405	345,000
1	44.50	○	○	○	○	○	○	○	1	505	352,000
1	44.50	○	○	○	○	○	○	○	1	605	359,000
1	44.50	○	○	○	○	○	○	○	1	201	311,000
1	44.50	○	○	○	○	○	○	○	1	301	322,000
1	47.35	○	○	○	○	○	○	○	1	402	359,000
1	47.35	○	○	○	○	○	○	○	1	503	369,000
1	47.35	○	○	○	○	○	○	○	1	604	379,000
1	44.50	○	○	○	○	○	○	○	1	306	323,000
1	44.50	○	○	○	○	○	○	○	1	406	345,000
1	44.50	○	○	○	○	○	○	○	1	506	352,000
1	44.50	○	○	○	○	○	○	○	1	606	359,000
1	41.35	○	○	○	○	○	○	○	1	317	305,000
1	41.35	○	○	○	○	○	○	○	1	417	319,000
1	44.03	○	○	○	○	○	○	○	1	517	352,000
1	41.38	○	○	○	○	○	○	○	1	319	305,000
1	41.38	○	○	○	○	○	○	○	1	315	308,000
1	41.38	○	○	○	○	○	○	○	1	415	322,000
1	41.38	○	○	○	○	○	○	○	1	515	337,000

1	41.38	○	○	○	○	○	○	○	1	615	345,000
1	41.38	○	○	○	○	○	○	○	1	316	308,000
1	41.38	○	○	○	○	○	○	○	1	318	304,000
1	41.38	○	○	○	○	○	○	○	1	416	322,000
1	41.38	○	○	○	○	○	○	○	1	516	337,000
1	44.03	○	○	○	○	○	○	○	1	616	364,000
1	44.03	○	○	○	○	○	○	○	1	418	332,000
1	52.58	○	○	○	○	○	○	○	1	207	369,000
1	52.58	○	○	○	○	○	○	○	1	407	411,000
1	52.58	○	○	○	○	○	○	○	1	507	419,000
1	52.58	○	○	○	○	○	○	○	1	607	428,000
1	45.32	○	○	○	○	○	○	○	1	208	333,000
1	45.32	○	○	○	○	○	○	○	1	408	315,000
1	45.32	○	○	○	○	○	○	○	1	508	374,000
1	45.32	○	○	○	○	○	○	○	1	608	381,000
1	45.32	○	○	○	○	○	○	○	1	209	337,000
1	45.32	○	○	○	○	○	○	○	1	409	366,000
1	45.32	○	○	○	○	○	○	○	1	509	374,000
1	45.32	○	○	○	○	○	○	○	1	609	381,000
1	46.64	○	○	○	○	○	○	○	1	410	372,000
1	46.64	○	○	○	○	○	○	○	1	510	379,000
1	46.64	○	○	○	○	○	○	○	1	610	387,000
1	45.20	○	○	○	○	○	○	○	1	206	315,000
1	44.90	○	○	○	○	○	○	○	1	411	376,000
1	44.90	○	○	○	○	○	○	○	1	511	379,000
1	44.90	○	○	○	○	○	○	○	1	611	386,000
1	46.26	○	○	○	○	○	○	○	1	312	374,000
1	46.26	○	○	○	○	○	○	○	1	412	383,000
1	46.26	○	○	○	○	○	○	○	1	512	385,000
1	46.26	○	○	○	○	○	○	○	1	612	393,000
1	52.09	○	○	○	○	○	○	○	1	313	393,000
1	52.09	○	○	○	○	○	○	○	1	413	400,000
1	52.09	○	○	○	○	○	○	○	1	513	410,000
1	52.09	○	○	○	○	○	○	○	1	613	418,000

1	37.56	○	○	○	○	○	○	○	1	314	280,000
1	37.56	○	○	○	○	○	○	○	1	414	294,000
1	37.56	○	○	○	○	○	○	○	1	514	312,000
1	37.56	○	○	○	○	○	○	○	1	614	318,000

注1) 住戸の規模並びに設備及び構造のタイプ別にまとめて記載すること。

注2) 設備及び構造欄の『完備』は、各戸に便所、洗面、浴室、台所及び収納の全てを備えるものを表す。

※有りの場合は、○、無しの場合は×を記載すること。完備の場合は、完備を含め全ての欄に○を記載すること。

TVアンテナ端子:○の場合、下記()内にTV受像機の設置、受信契約の形態について記載 例 (設置各自、料金負担も各自

()

2. 共同利用設備等

設備等	整備箇所数	合計床面積 (m ²)	整備箇所	想定利用戸数 (戸)	備考
一時介護室	1	10.19	1階健康相談室横	1	
個浴	3	74.48	1階(2か所),3階(1か所)	1	
大浴槽	2	104.69	1階	2	
食堂	1	187.44	2階	40	
プライベートダイニング	1	23.84	2階	10	
フィットネスルーム	1	88.58	3階	5	
応接室	1	19.48	1階	1	
和室	1	19.10	1階	4	
ラウンジ	1	14.59	2階	4	

注)整備箇所は、添付図面との対応関係を明確に記載すること。

事業主体が東京都内(中核市を除く)で実施する介護保険制度による指定介護サービスの一覧表

介護サービスの種類	箇所数	主な事業所の名称	所在地
<居宅サービス>			
訪問介護			
訪問入浴介護			
訪問看護			
訪問リハビリテーション			
居宅療養管理指導			
通所介護	有り	3 オハナ池尻大橋	東京都目黒区大橋1-8-3
通所リハビリテーション			
短期入所生活介護			
短期入所療養介護			
特定施設入居者生活介護	有り	5 東急ウェリナ大岡山	東京都大田区北千束1-45-6
福祉用具貸与			
特定福祉用具販売			
<地域密着型サービス>			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護			
夜間対応型訪問介護			
認知症対応型通所介護			
小規模多機能型居宅介護			
認知症対応型共同生活介護			
地域密着型特定施設入居者生活介護			
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			
看護小規模多機能型居宅介護			
地域密着型通所介護			
居宅介護支援			
<居宅介護予防サービス>			
介護予防訪問入浴介護			
介護予防訪問看護			
介護予防訪問リハビリテーション			
介護予防居宅療養管理指導			
介護予防通所リハビリテーション			
介護予防短期入所生活介護			
介護予防短期入所療養介護			
介護予防特定施設入居者生活介護	有り	5 東急ウェリナ大岡山	東京都大田区北千束1-45-6
介護予防福祉用具貸与			
特定介護予防福祉用具販売			
<地域密着型介護予防サービス>			
介護予防認知症対応型通所介護			
介護予防小規模多機能型居宅介護			
介護予防認知症対応型共同生活介護			
介護予防支援			
<介護保険施設>			
介護老人福祉施設			
介護老人保健施設			
介護療養型医療施設			
介護医療院			